

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案

## 要綱

### 一 道路交通法施行令の一部改正

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）について、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴う規定の整理を行うこととする。（

### 第一条関係）

### 二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）について、改正法の一部の施行に伴う規定の整理を行うこととする。（第二条関係）

### 三 施行期日

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行することとする。（附則関係）